

## 沼田町建設工事等に係る予定価格の事後公表実施要綱

平成27年6月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札の公正な競争を確保するため、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格について、入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

### (対象工事等)

第2条 予定価格の事後公表は、沼田町が発注する工事等のうち競争入札に付すものを対象とする。

### (事後公表の方法)

第3条 対象工事の契約締結後、入札結果の公表をもって行う。

### (予定価格の取扱い)

第4条 予定価格の取扱いに当たっては、事前に他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。